

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 6 月 5 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係（電話 011-211-2152）

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 白石区複合庁舎電話交換業務

イ 清田区総合庁舎電話交換業務

ウ 手稲区総合庁舎電話交換業務

(2) 調達案件の仕様、履行場所等

入札説明書による。

(3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件について、それぞれ令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで（36 か月）とする。

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (7) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (8) 入札告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、電話交換や電話相談、コールセンターなど電話を通して相手方と対話する業務の履行実績〔日常的に電話対応を行う履行期間 1 年以上のもの（従事者が履行に当たり受託者の指揮命令下のもと行う業務に限る。）〕を有すること。
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)、(8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすること

ができる。

#### 4 入札に要求される事項

##### (1) 入札書及び関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び上記 3 の入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）を下記(3)に掲げる提出期限までに、持参又は送付により提出しなければならない。

また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、審査書類の詳細については入札説明書において示す。

##### (2) 審査書類及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ。

また、契約条項及び入札説明書は、この告示の日から参加申請受付期間終了までの毎日（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）、9 時 00 分から 17 時 00 分まで、上記 1 の場所で交付するほか、上記 2 (1) に掲げる案件ごと、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/anken/ekimu-syuyaku/r6-zenki/denwa.html>

##### (3) 審査書類及び入札書の提出期限

ア 審査書類 令和 7 年 6 月 20 日（金）16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

イ 入札書 令和 7 年 7 月 2 日（水）16 時 00 分（                      ”                      ）

※ 審査書類の審査の結果、上記 3 に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和 7 年 6 月 26 日（木）までに該当者に通知する（有の場合は通知しない）。

※ 本審査書類の提出がない場合には、入札書等が提出されても無効とする。

##### (4) 開札の日時及び場所

上記 2 (1) に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

ア 令和 7 年 7 月 3 日（木） 10 時 00 分

イ 令和 7 年 7 月 3 日（木） 10 時 05 分

ウ 令和 7 年 7 月 3 日（木） 10 時 10 分

開札場所はいずれも札幌市役所本庁舎 14 階入札室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）とする。

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札保証金

免除する。

##### (2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）第 8 号各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 上記 4 (3) の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記 3 の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

## 6 落札者の決定方法等

### (1) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

ただし、本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（以下「低入札価格調査要領」という。）に定める調査基準価格を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本業務に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず失格と扱い（再度入札への参加不可）、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

### (2) 低入札価格調査

低入札価格調査要領の規定に基づき、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査を行う。

低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者とする場合は、低入札価格調査要領別表2に基づく文言を付し、契約を締結するものとする。また、調査対象者が落札者となった場合、札幌市契約規則第25条に規定する契約保証金の納付の免除（第1号は除く。）は適用しない。

低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者とししない場合、その者は再度の入札に参加できないものとする。

なお、低入札価格調査要領第7条第3項に定める低入札価格調査に係る資料及び報告書の提出期限は、開札日（又は別途通知した日）の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）とする。また、提出期限後の提出及び差替えを認めない。

## 7 契約締結

### (1) 契約書作成の要否

要する。

### (2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

## 8 その他

詳細は入札説明書による。